慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	二条良基の除目説（上）：光明院・洞院公賢の批評の検討を中心に
Sub Title	
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1994
Jtitle	三田國文 No.21 (1994. 12) ,p.8- 17
JaLC DOI	10.14991/002.19941200-0008
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19941200-0008

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二条良基の除目説（上）

―光明院・洞院公賢の批評の検討を中心に―

小川剛生

はじめに

連歌文芸の大成者で、『増鏡』の作者ともいわれる二条良基は、六十九年の生涯に五度にわたり摂関に任ぜられ、常に北朝宮廷の首座にあった。良基は公家の本領ともいうべき公事や有職全般についても通暁し、自ら「有職者、西宮・江次第等悉分明ニ不読者、無正躰事也」と語っている（実冬公記　嘉慶元年正月七日条）。しかし文学者としての功績があまりに重視されていため、いくつかの評伝に於いても、宮廷の儀式に於いて良基がとった作法や、有職家としての性格などは殆ど言及されていない[1]。良基には『年中行事歌合』判詞や『百寮訓要抄』など、公事有職に関係する著作が少なからず存するが、その執筆の背景に、戦乱や国庫の疲弊のために陵遅した公事を王朝盛代の規模に復興せんとする願望があった、と従来評価されている[2]。

およそ公家たる者がいつの時代にも、朝儀に参仕し、これをうるわしくとり行うことを最大の使命としてきたのは自明のことである。南北朝時代でも、衰微した朝廷の実状とは裏腹に、朝儀典礼を研究し、古儀を復興せんとする公家たちの熱意は依然として強かったといえる。

従来このような問題は殆ど顧みられることがなかったが、特に中古中世の公家の伝記研究に於いては、どの程度公事に有能であったか、あるいは有職にどれくらい通じていたか、といった評価は欠くべからざる視座であろう。

何分専門外の領域であり、無知から来る誤解を犯すことを懼れるが、以上のような考えに立脚し、二条良基の朝儀に於ける作法や公事説を、洞院公賢の『園太暦』を中心とした古記録類により明らかにした上で、良基のよって立つ説がいかなる特色を持ち、またどのような由来を有するものかを考察したい。ここでは、あまたの公事の中で、最も重要なものであった除目を扱いたい。

一、中世公家と除目説

中古中世の公家が、除目故実の習得にいかに熱心であったか、喋々するまでもなかろう。春（縣召）と秋（京官）二度の除目

は複雑な式次第に基づき行われた。除目執筆は第一の大臣が勤仕するのが原則で、特に厳格な作法が存した。

また、当時の下級官吏登庸は、いわゆる年給によって行われ、除目では、大間（欠員の出た官を書き連ね、任人を記入する巻物）にいかなる年給で申任されたかを尻付するので、執筆は煩雑な年給制度についても精通していなければならなかった。

このような除目の故実作法全般は、父祖ないし公事に練達した先達から伝授され、細かな所作に於いても家説と他説とは峻別された。除目執筆の知識の習得には長い努力が必要とされたので、代々執筆を勤める家では、おのずと錯綜する諸説を整理し、よるべき作法を規定し、子孫の規範に備えんとする動きが現れ、院政期から鎌倉初期には、除目そのものを対象とした故実書の成立をみる。これにつき一瞥したい。

知足院関白藤原忠実は、大江匡房が「内弁・官奏・除目・叙位等委不知人」なので、『江家次第』には「定有僻事歟」と貶している（中外抄）。院政期の摂関家は、枢要な公事に関して、先祖の執柄たちの所作や口伝を、標準的な儀式書より尊重する傾向が強かったようで、忠実・忠通らが執筆を勤めた記録や任官例が集積し、独自の説が形成される。後京極摂政良経の編にかかる除目三抄―『大間成文抄』『春除目抄』『秋除目抄』―は、摂関家の除目説の集大成というべきすぐれた書である。

一方、院政期に廟堂での発言力を強めた、藤原公実を鼻祖とする閑院流の諸家は、摂関家に与し得ない政治的な事情もあいまって、三条実房や徳大寺実定らが、花園左大臣源有仁（一一〇三～四七）の叙位除目の故実書、『春玉秘抄』『秋玉秘抄』『叙玉秘抄』を入手・書写し、有仁の説（花園説）を家説として採用するようになる。特に実房の『三槐抄』は、『春玉秘抄』を改編したもので、実房の嫡流の転法輪三条家に於いては南北朝期にさえ除目作法教授の書として用いられている（後愚昧記応安四年二月三日条）。

このようにして鎌倉初期、摂関家のうち特に九条流の諸家と、花園説を用いる閑院流の諸家とで、除目を中心とする公事説に大きな懸隔が生じたが、互いに異説として排除しあう傾向が強かった事情は、近年田島公氏の御研究が明らかにされた[3]。その後も、九条流は代々良経の著作を相承して、家説の拠り所とする一方、閑院流の大臣の除目執筆には依然として花園説が尊重されたようで、両説の対立の図式は南北朝時代にも十分生きていたと見られるのである。

二、良基の除目執筆(1)―康永元年京官

二条良基が、廷臣として本格的に公事に参仕し始めたのは、暦応元年（一三三八）からである。時に十九歳、正二位権大納言、十月十九日に左大将を兼ねた。

この年正月三十日、二条家相伝の『春除目抄』を一見し、奥書を加えている。書陵部蔵九条家本巻三奥書に、

建武五年正月卅日加一見了、凡家門第一秘書也、
藤原朝臣良基（花押）

とある。『春除目抄』六巻は、縣召除目の日時定から竟夜まで、執筆のなすべき次第を説いた儀式書で、忠実・忠通・兼実らの日記の抄出や松殿基房の教命を示し、細かな作法を具体的に注

している。[4]『秋除目抄』一巻は、同様に京官除目一夜儀の次第を注したものであるが、ずっと簡略で、春秋に共通する作法は『春除目抄』を参照させるようになっている。

九条流に属する家としてまず準拠すべき、嚢祖良経の編にかかる『春除目抄』を一見した事は、良基の「公卿学」の最初の一歩と位置づけてよい。

六月十日には兼実の『玉葉』を披見した。(巻十七奥書)。周知の如く『玉葉』の除目記事は、ずばぬけて懇切である。廷臣としての修行期にあたり、家記の繙読は公事有職の知識を養うためであること、云うを俟たない。

摂関家に生を享けた者として当然であるが、良基は早くから除目の故実の習得に熱心であった有様が窺え、兼実・良経により集大成された、九条流の説を正しく学んでいることが確かめられる。

その良基に、初めて除目執筆の役が廻って来たのは、康永元年(一三四二)十二月の京官除目であった。翌年正月二十六日には、縣召除目の執筆も勤めた(続史愚抄)。

後者については詳しい史料が残らない。しかし前者の京官除目については、『中院一品記』および『光明院宸記』によって、詳細な儀式の進行次第を知ることができる。以下『光明院宸記』によって良基の執筆の作法を検討してみたい。

除目初夜の十二月二十日当日、申文は僅かに十余通で、光明天皇は「公事之陵夷何事如之哉、末代之風可歎」と歎息を漏らさざるを得なかった。子四点、蔵人の四条隆持・万里小路仲房が申文を奏上、石灰壇でこれを撰定した。

この間良基が参入した。一旦直廬で休息していたが、光厳上皇からたびたび早く始めるようにとの催促があり、丑三刻に除目の儀が開始された。

良基が円座に着する時の作法を、天皇は、

先於円座南跪、頗膝行、以左手抑円座、頗膝行着之、揖顧座下方、以左手繰置裾、或以左右手(右手猶持笏)繰之、然而以片手為吉、松殿入道関白説也、乍持笏以両手繰之、見目事外劣歟。

と記し、執筆が着座の時に束帯の下襲の裾を畳む作法に注目し、良基が左手で裾を畳んだのをよしとしている。

『春除目抄』巻二は、執筆の左大臣が円座に着する作法を、

右手(不依座上下、片手持笏之時、右手持之)持笏(左端袖、取加座上方也)、以左手(先右膝)繧摺表衣前(座上膝平頭突之)、一両度膝行(先進左膝、謂座下也)、懸手於円座(用摺前之手)、頗引寄着坐(先懸左膝、謂座下)居定、深揖引寄下襲裾(頗顧座下方、右手取持笏、以座下方手取下襲中程之所、及引寄之三重二畳置也、末方為下也)、

と、右手に笏を持ち、左手で裾の中程をつかんで畳むべしとする。特に下襲の裾を繧る作法につき、両手を使う宇治左府説と、左右交互に繰り寄せる花園説[5]を併記した上で、良経は「松殿仰載右、依為正説也」と結んでいる。良基の裾を畳む作法がこれに拠ることは瞭然としている。『光明院宸記』が「以片手為吉、松殿入道関白説[6]也」とするのも、この『春除目抄』の引用を指しているものと考えてよい。

秋除目は最初に三省奏を任ずる。良基は任人の後、三省奏で四姓の者を諸国の目に挙げるのは不審と奏した。天皇は「為難書者不可任歟、而已任了、如此申之、不知其由」として難じた

が、この点に関して、中山定親の『薩戒記』応永三十三年（一四二六）三月二十八日条が参考になる。

凡以四姓源平藤橘不任目者先例也、仍又不可申之云々、然而以四姓内申目之例不可勝計、又執筆故実以四姓申目之時改姓任之習也、仮令藤原改藤井、源改原、平改平群、以橘改立花云々、此事為執筆極秘事也、然者非申文之難、有執筆故実事也、為難書者又何有改姓之故実哉、不知子細之人難之也、以賤身望高官者為難書被折留之、以高姓望賤官者非難書、不可折留之由先賢口伝也、

定親によれば、四姓の者は諸国目に任ずることはできないのが原則である。しかし、任例は枚挙に暇がない。執筆が改姓して大間に記入するのが故実とある。良基はまさにその原則を指摘しているのである。また『春除目抄』巻五・転任顕官にも四姓の者を改姓して上官に任ずる故実が載せられているから、実際に任じたとすれば改姓した筈で、むしろ「執筆極秘事」を守った行為といえる。なお『中院一品記』は「式部省奏四姓者、任目有先例云々」としている。

申文の中から下勘させるべきものを撰ぶ段になり、良基は「可下勘文数太少、内給下勘例存之、請下勘之」と奏した。名替・国替・転任を望む計三通の内給申文が出されていたからである。天皇は許したものの、「不可依文数多少、不下勘内給与下勘其理何叶哉」と内心強い不審を抱いた。

しかし『春除目抄』巻二には「内給名替可下勘事於未給者下勘之条無異義」の項が立てられ、『法性寺殿御記』天治二年（一一二五）十二月条、忠通が内給の名替未給等の申文を下勘させた例が示されている。良基の処置はこの先例を踏まえたもので、必ずしも非難すべき失とはいえないのである。

この日の任官の儀が終了し、成文を束ねる時に、良基は袖の中で結んだという。「件結様秘説也云々」。儀式が終了したのは卯一点であった。

翌日は入眼である。寅刻に始められた。良基が大間筥を賜わり、着座する毎に、剣の尻が板敷に当たって高い音を立てた。天皇は「先達殊所令用心也、而今夜有此失如何、」と咎めている。又、京官の任命に際して、良基は所持していた紙を蔵人隆持に渡して五位以上の任人を記入させた。これも「頗相似自由儀歟」と難じられている。

叙位の段になって、良基は位階の高い方から叙した。天皇の考えは「始自従五位下、逆上至上階歟、而自上書之如何、但若異尋常叙位儀歟、可尋」であったが、これも『春除目抄』巻六・叙位儀に

松殿仰、只自端可叙也、無有奏氏爵等類、強不可始自従下云々、

とある。基房は、必ずしも従五位下から任ずる必要はないと云っており、ここでも良基は『春除目抄』に示された松殿説に従ったことになろう。

入眼の儀が終了した後、良基は台盤所に参じた。天皇は「執筆無為勤仕珍重之由」を伝えた。これに対し良基は、

雖未練非器不能左右、近年常及納言之条、太遺恨之間、如形所勤仕也、

と答えた。事実、正月十一日の縣召除目でも、大臣は誰も執筆

を領状せず、権大納言徳大寺公清が勤めた（中院一品記）。良基の言は真情であろう。

以上、良基初度の除目執筆作法を検討したが、『春除目抄』に示された家説に非常に忠実である点が第一に注意されよう。

むろん細かな点でやや配慮に足りぬ所があるのも事実であるが、光明院が不審として批判した点も、家説に基づく作法であることが多く、いちがいに良基の失とはいえない。また、光明院（当時二十二歳）は、前関白一条経通から「作法申文様々尻付以下」除目の説を懇切に授けられたばかりであること、その折に経通が『春玉秘抄』を進めていることも留意しておく必要があろう（玉英記抄・公事　康永元年正月廿二日条）。

三、良基の除目執筆(2)—貞和二年縣召

日記『園太暦』であまりにも著名な太政大臣洞院公賢（一二九一～一三六〇）は、最も除目故実に精通した公家の一人であろう。公賢の叙位除目執筆は、元亨元年（一三二一）正月の女叙位（三十一歳時）から康永三年（一三四四）九月の縣召（五十四歳時）まで、十七度の多きに及ぶ（叙位除目執筆抄）。その知識は実務の蘊奥を究めたものであったといえよう。

公賢の除目説を窺うべきものとしては、『魚魯愚鈔』『魚魯愚別録』が第一に挙げられる。次第・大間・尻付・申文等の実例の浩瀚なることでは、除目研究の第一の好著である。

この書は先行する除目故実書の引用から成るが、『春玉秘抄』を大量に引用している。西園寺の分流である洞院家が花園説に親近するのは自然な趨勢であるが、公賢の父実泰は、円光院関白鷹司基忠の公事弟子であった（実躬卿記　徳治元年三月二十九日条）。公賢も鷹司家の説を享受した形跡が認められ[7]、公賢の執筆作法を検討すれば花園説とは若干の相違を見いだせる[8]。

しかし、『魚魯愚鈔』は、良経の『春除目抄』を「或秘次第」として引いており、公賢にとって摂関家、特に九条家の除目説は異質なものであったらしい。

以下、南北朝時代を代表する有職である、良基と公賢との除目説の相違を『園太暦』により検討していくことにしたい。

康永三年正月二十二日、公賢は春除目の執筆も勤めた。初夜、本来は四所籍を任ずると勧盃の儀に移るが、関白は不参であった。その場合勧盃は行わないのが通例であるが、良基は九条兼実の例により行うべしと述べた。『園太暦』に、

抑勧盃事、関白不参之時大略無之歟、而今日略否不定、仍談右府之処、可在所命歟、但月輪禅閤執筆之時、雖無関白参有此事、

とある。これも『春除目抄』に基づいている。巻二「雖関白不参有勧盃例」に、

治承二年正月御記云、関白不候之時、可有勧盃哉否、職事等成疑之由豫定能所尋示也（日記中無所見、予聊有所見之上、勧盃全不可依関白参否、仍答可有之由了、仍有之、

と見える。このため結局勧盃を行っているが、公賢は「今日円座丞相可相列、有之条如何、月輪禅閤勤仕之時者無已次大臣也」として承伏しかねるものがあった。

貞和二年（一三四六）、良基は再び縣召除目の執筆を勤めた。正月二十三日、公賢は光厳上皇への返状において、「公賢老耄

過法之上、右府被申之旨候間、旁与奪申候」といっているので、これ以前良基は公賢に懇望して、執筆の役を譲りうけたらしい。

縣召除目は二月十九日夜から、三夜にわたって行われた。公賢は参仕せず、昵懇の参議甘露寺藤長の記録を注進させ、儀式の有様を日記に書き継いでいる。

二十二日になって到来した除目聞書を披見した公賢は、「今度除目常不見狎事多之」と第一声を放ったのであった。公賢は六の問題点を挙げているので、番号をふり次に引用する。

①一分代内給、一分代内舎人

此事常不見、但去元徳已来時々有之、珍重事歟、

②執筆臨時自給山城権介　藤原良清

申文雖望諸国揚名介之由、後日聞之、而任了、執筆懐中彼申文歟、清書之時不被下清書、仍外記所写無之、

③常陸目　志賀花盛

改大納言藤原朝臣康永三年給、同九月所任阿波少目池辺慶風所任、改事予等所伝授常不書之、

④関白臨時給肥前介守方

臨時給常被申之由注之、而無之、

⑤平中納言子息二合任右衛門尉、

本人之申状望兵衛尉、而称有例推任云々、

⑥尻付去字多被書之

去康永三年内給、権大納言藤原朝臣去康永二年給、但此外不被付之、別非所存、小失歟、

翌二十三日、良基は公賢に書を送り、

流布除書少々相違、大間之本見及事候き、奇異事候哉、為之如何、違失等必可示承候、

として、以後両者は三度にわたって意見を交換した。良基が「不審篇目可示之由」を請うた為であるが、もともと二人の関係は極めて疎遠であった。二条家と洞院家は、両人の父道平・実泰の代から、公事の説を異にすることがしばしばあった[9]。

さて、③④⑥はかなり瑣末な批判で、例えば④は尻付に「関白臨時被申」の「被」を落とした点である。公賢が最後まで疑問としたのは①②⑤の三点であった。何故公賢がこれにこだわったのか、また良基の尻付には根拠があるのか考察してみたいが、②は有名な揚名介の問題であり、別個に論じた方が適当かと思われるので、ここでは①と⑤の批判を検討する。

まず、①は、当年内給の一分代で、源有行という人物を内舎人に任じた点である。当年内給では、諸国の掾（三分）を二人、目（二分）を三人、史生（一分）を二十人申任する権利が与えられた（西宮記ほか）。しかし外官の権利をふりかえ、内官を申任することが早くから行われ、特に希望者の多かったのが内舎人であった。令では定員九十人で、良家の子弟で容貌の優れた者を任ずると述べられ、後世外国の権守さえ希望者に欠いても、猶任官を望む者があった。ただし中務省に属する内舎人が、一体地方の何等官に相当するのか、換算基準が明確ではなく、「内舎人」は「諸国史生」に相当するのか、「諸国目」が相場なのか、家により説が異なっていた。

公賢は内舎人を一分代で任ずることは「但去元徳已来時々有之」といっているが、これに深く係わる記事を、元徳より数年

早く、良基の父二条道平の『後光明照院関白記』元亨四年（一三二四）正月の縣召除目の記事に見出すことができる。

十三日が入眼で、執筆は公賢の父左大臣実泰が勤めた。実泰は内給一分代で内舎人を望む申文を見て、内舎人は二分代ではないか、もし一分代ならば、一分召で任ずるべきであるが、内給なので特別に任ずるべきか、と奏上した。天皇も落字ではないかと疑った。

そこで前関白道平は、『月輪入道殿御自次第』の裏書に、

当年内給一分代例

内舎人正六位上掃部宿禰資俊当年内給一分代

請文云

正六位上ゝ——

右当年内給一分代所請如件

承保三年正月——

とあるのを見参に入れた。天皇も納得し、ただちに内給で一分代を申す申文を書くよう命じている。さらに道平は、

於先例分明、月輪禅閤自筆候、其上事儀又不可有子細、其謂者一分者不載除目、一分召式部省儀也、但二合する時ハ彼一分与目也、其時者載除目歟、以之案之、一分代載除目条勿論歟、（下略）

とも答え、実泰の疑問にも駁したのである。

道平の勘申した承保三年の例は、『大間成文抄』巻六、一分代の項にも、

一分代

〔天喜五〕　内舎人正六位上藤原朝臣重季中宮一分代被申

〔承保三〕　内舎人正六位上掃部宿禰資俊当年内給一分代〔師房〕

〔近代無一分召仍不下勘歟〕

正六位上掃部宿禰資俊（内給）

望内舎人

右当年内給一分代所請如件

承保三年十二月五日

と載せられている。

『大間成文抄』十巻は、除目執筆に際しての尻付の書式や申文に関する便覧集ともいうべき書で、当年給・臨時給・未給以下の項目を立て、おのおのの年給による任官の大間の実例と、その任官を希望した申文（任官が実現した場合成文と呼ぶ）をもあわせ示す形式をとる。(10)

『大間成文抄』の編纂にあたって、良経は家蔵の大間や成柄を史料としたらしく（玉葉　建久六年正月十五日条）、『月輪入道殿御自次第』も、恐らく『大間成文抄』に先行する、兼実の除目次第ないし任例便覧の如きものと推定される。(11)

このように公賢は、道平が内給一分代の実例を勘申したのを目の当たりにしたにもかかわらず、なお貞和の除目で良基の尻付を難に数えている。その理由は何であろうか。

『魚魯愚鈔』巻八「一　諸内舎人例」には、

宗俊卿抄云、内給尓者一分代任内舎人、臣下二分代申之、

と、藤原宗俊の除目抄(12)を引いている。これによれば、内給一分代で内舎人を任ずる規定は院政期に確かに存していたことになる。

さらに公賢は、元亨の除目の論議に及び、「承保三年正月被任之歟、二条前関白（後光明照院）道所持次第裏書申文土代有之云々」として、『後光明照院関白記』に引かれた申文を転載している。しかし

承保の任例は「当家所持大間写本尻付二分代、而大外記宗尚所持除目尻付一分代云々、真偽難決」と、なおも誤写との疑いを晴らせなかった。そこで、

爰九条関白房(後二音院)此例申文并尻付、或秘抄有所見之由元亨沙汰之時被注置云々、載左、

正六位上掃部宿禰資俊

望内舎人

右当年内給一分代、所請如件、

承保三年十二月五日

尻付　当年内給一分代

と、元亨四年当時の関白九条房実が「或秘抄」に資俊が内舎人を望む申文と尻付がある旨を注し置いたと聞き、九条家より注進してもらっている。

この「或秘抄」こそ『大間成文抄』であろう。公賢はここに至ってようやく納得したのである。『魚魯愚鈔』の成立は公賢晩年の延文年間と考えられ[13]、貞和二年の時点では承保の申文は大間の誤写ではないかとの疑いをいまだ捨て切れていなかったのであろう。

面倒な考証を長々と続けたが、結論としていえば、「内給一分代内舎人」に関して、原則的には問題はない。『大間成文抄』には後冷泉天皇の中宮章子内親王の当年給一分代で任じた例もあがっている。しかし内舎人への任官希望者が増大するにつけ、もう少し相場を高くすべしという考えも生じ、鎌倉中期の『除目申文抄』には「院宮大臣給、目ノ代ニ申任之」とある如く、院宮・公卿給は勿論、内給でも二分代で任じた事例が多く、実泰・公賢が迷ったのもその点にかかるのである。

むろん『後光明照院関白記』に見たように、元亨四年の時点で既に結論は出ており、良基の処置もこれを踏まえたもので、特に非難される失ではないのである。ただし根拠とした任例が『月輪入道殿御自次第』ないし『大間成文抄』に載るにしても、院政期をとび越えて十一世紀にまで遡ってしまうのはいかにも耳遠く、ある意味で尚古風であり、どちらかというと鎌倉時代以降の近代の例を知悉している宿老の公賢が、「珍重事歟」と皮肉を漏らしたくなっても無理はないのかも知れない。

良基と公賢と、それぞれの説の相違の性質がかなり明確になってきたと思うが、二条家には『大間成文抄』そのものではないにしても、これに類した、兼実自筆の除目次第が伝来しており、家説の基礎となっていたことをも知り得るのである。

⑤は、当時従二位権中納言の平宗経が、年給を二合（一分の史生と二分の目を合わせて、三分の掾を申任すること）して、子息泰守を兵衛尉を任ずることを請う申文を奉ったのに、良基は靫負尉（衛門尉）に任じてしまったという難である。

良基は、二十四日の公賢宛の書状において、

抑平中納言二合事、頗一失候歟、但参議二合猶邂逅例勘出了、如何、

と述べているのに対し、公賢は、

平中納言子息二合事、所存先度申入了、被改直之条可為穏便儀候歟、申文望靫負尉候者、被申事由、聊可被経沙汰候歟、雖存例、於邂逅申文者、押而難任哉之由存候、

と答え、両者の主張は噛み合っていない。公賢は、執筆が子息二合を衛門尉に任じた点を不審としているが、良基は、中納言が二合して子息を申任した事を批判されていると解したのではないか。ゆえに公賢へ「参議二合猶遵近例勘出了」と陳弁したと考えられる。[14] 良基は二十三日書状の袖書で、「今度以平黄門二合任靱負候、頗過分候、但先規多候、此外強無殊事歟之由思給候」とさえ述べており、子息二合を衛門尉に任じたことを失とする意識は希薄である。

衛門尉は、通常、諸司の三分・兵衛尉で年臈有る者・文章得業生・前坊帯刀長・同騎射第一手・本府道志検非違使・馬允などが任ぜられるとされており（江家次第・官職秘抄）、『魚魯愚鈔』にも、公卿が二合して子息を衛門尉に申任した例は見いだせない。纔かに『公卿補任』に康保四年（九六七）正月、藤原懐平が祖父左大臣実頼の当年給二合で右衛門少尉に申任されている例があるが、『大間成文抄』巻六・京官二合によれば「右兵衛少尉」となっており、信をおきがたい。

ここで参照すべきは、『後愚昧記』永和四年（一三七八）三月二十七日条の縣召除目の記事である。執筆を内大臣近衛兼嗣が勤めた。前内大臣転法輪三条公忠は「今度執筆失錯事」として、

左衛門尉　藤政長臨時内給
（中略）
藤広賢権大納言藤原朝臣当年給二合請任息子

息子二合任靱負尉事、不可説事也、縦雖存希有例、不可然者也、

公賢と全く同じ批判を記し留めている。この時、兼嗣の父道嗣が参内して扶持しており、この「息子二合任靱負尉事」は、家説に基づくものであろう。しかしこれは、花園説の大成者の三条実房の末裔である公忠にとっては、非常な違和感を覚える処置であった。

子息二合の衛門尉補任について、二条・近衛などの摂関家の説と、公賢・公忠ら閑院流諸家の拠る説との間には越えがたき見解の相違があったことになろう。両説の当否を論ずる力はないが、三度にわたる良基と公賢の書状の往復で、ついに両者の主張に歩み寄りが見られないのは、この一事をとってみても、まことに当然のことなのである。

（未了）

注

（1）斎藤清衛氏『南北朝時代文学新史』（春陽堂　昭八・四）は、良基の「有職学は常識の限界に止まっていた」とされ、伊藤敬氏『新北朝の人と文学』（三弥井書店　昭五四・一一）も斎藤氏の見解に賛同しておられる。ただし、ともに良基の有職故実の知識について具体的な検証を経たものではない。

（2）木藤才蔵氏『二条良基の研究』（桜楓社　昭六二・四）

（3）「『叙玉秘抄』について―写本とその編者を中心に」（書陵部紀要四一　平二・三）、「源有仁編の儀式書の伝来とその意義」（史林　七三・三　平二・三）、「田中教忠旧蔵本『春玉秘抄』について―『奥書』の紹介と検討を中心に―」（日本歴史五四六　平五・一一）参照。花園説が藤原公実の遺子たちによって相承された事実が明らかにされている。

（4）吉田早苗氏「『春除目抄』と『秋除目抄』―九条良経の除目抄について―」（日本歴史五一六　平三・五）参照。引用は図書寮叢刊『九条家本除目抄』（明治書院　平四・三）による。

(5)花山院師継の『妙槐記除目部類』弘長二年（一二六二）正月十八日条は、縣召除目執筆を勤めた内大臣三条公親の、円座に着する時の「縁据作法」について、

左右了腋了下ヨリ引寄之先右。次左。次又右。次左。毎度三度許歟。据末猶普通ヨリハ長故、曾祖父入道左府用此説之由所伝聞也、尤有興、但甚無便宜歟。只見返取中移置。為早速之作法歟。

と、公親が、曾祖父実房の例に従った旨が記している。実房の子孫の花園説への傾倒が確認できる点興味深い。

(6)菩提院関白松殿基房は、政治的に無力になった後でも、公事に通じた摂家の長老として尊崇を集め、近衛・九条両流でその説を重んじた。細谷勘資氏「摂関家の儀式作法と藤原基房」（『古代史論叢』続群書類従完成会　平六・七）参照。ちなみに良基は基房を「凡松殿ハ摂政有職人不過此」と尊敬していた（実冬公記　嘉慶元年正月七日条）。

(7)『魚魯愚別録』に「或秘抄ヵ」という除目次第書が引用され、ところどころに「今案（多平）」と見える。これは鷹司基忠の嫡子後照念院関白冬平のことで、公賢は鷹司家相伝の秘抄を参看しているのである。なお、陽明文庫蔵『除目次第』は、弘長三年（一二六三）春、深心院関白近衛基平の筆にかかる縣召除目次第であるが、この「或秘抄ヵ」と内容が一致する。奥書に「前殿抄」を似て書写したとあるので、基平の叔父で鷹司家の祖となった照念院関白兼平（基忠の父）が編んだものであろう。

(8)『園太暦』康永三年正月二十二日条によれば、縣召除目初夜に「四所籍」を、公賢は「内竪所・校書殿・大舎人・進物所」の順に任じ、「是当家説也、異余家」としている。『春玉秘抄』は「内・校・進・大」であるのに対し、『魚魯愚別録』巻三上所引の「或秘抄ヵ」は「内・校・大・進」とする。ちなみにこれは『春除目抄』とも同じである。同年九月二十三日の京官除目初夜でも、三省奏の任人次第について「常説式部後民部、次守次第、兵部任之也、而師説先任式兵、其後可任民部云々、仍先公并予毎度如此」とする。たしかに花園説は式・民・兵の順であり、この場合公賢が「師説」と呼んでいるのは鷹司家の説と推測される。近衛流の除目説については、九条流に比してまとまった故実書が残っていないため言及されないが、『光明院宸記』康永元年十二月廿日条に「猪熊関白流」の作法も示され、一派をなしていたことが分かる。

(9)『万一記』元応二年六月五日条。『後光明照院関白記』元亨四年正月七日条。

(10)吉田早苗氏「『大間成文抄』と『春除目抄』」（『奈良平安時代史論集』下　吉川弘文館　昭五九）参照。引用は同氏校訂『大間成文抄』（吉川弘文館　平六・二）による。

(11)『後光明照院関白記』では「月輪入道殿御自次第一巻次第（竟夜三巻次第也）」となっている。詳細は不明。なお、『玉葉』承元四年（一二一〇）二月二十四日条に「入道殿除目秘抄」が見える。

(12)これは『赤木軸』と号する、宗俊次第をもとに宗忠が編んだ除目故実書であることを吉田氏「藤原宗忠の『除目次第』」（史学雑誌九三・七　昭五九・七）が明らかにしている。

(13)『園太暦』延文元年四月二十日条に「此間予所企除目抄、多以令書写之」とあり、同二年閏七月二十五日条にも『魚魯愚鈔』について正親町公蔭忠季父子に相談した旨ある。

(14)『薩戒記』応永三十三年（一四二六）三月二十七日条に「参議子息二合事、相尋近例於大外記師勝朝臣之処、元亨公助卿（胤ヵ）、応永二年故秀長卿云々、其外不勘得云々」とあるが、『魚魯愚鈔』巻八・子息二合例に「参議非五節給任子息二合」として、延喜の藤原枝良から元亨三年の正親町三条公明まで、五例が挙がっている。

（おがわ　たけお）